

「ロシアにおける日本年」プレオープニングイベント及び サンクトペテルブルク国際文化フォーラムにおける日本文化行事の 実施に関する企画競争についての説明書

本件企画競争への参加を希望する者は、以下に記載する内容を十分理解した上で、企画書等を提出して下さい。

1. 業務の背景・目的

(1) 「ロシアにおける日本年」プレオープニングイベント

2016年12月のプーチン大統領訪日の際の日露首脳会談において、人的交流の抜本的拡大に向けた方策の一つとして、「ロシアにおける日本年」及び「日本におけるロシア年」の開催を発表し、両国の組織委員会が設置された。その後、2017年7月7日の両国組織委員会共同委員長間会合において、「ロシアにおける日本年」及び「日本におけるロシア年」の開催期間を2018年5月～2019年5月とすること、並びに、2018年5月下旬に両国共催による開会行事を開催することが確認された。

現在、「ロシアにおける日本年」事業の形成に向け、日本側の関係省庁・機関による事業の検討・準備や、民間主催事業を公募し「日本年」事業として認定するプロセスが開始されている。このような中、2018年5月下旬の開会行事に向けた機運を高めるため、2018年の初頭に、「ロシアにおける日本年」のプレオープニングイベントという位置づけで、外務省が主催する文化行事をロシアの欧州部及び極東部で実施するもの。

(2) サンクトペテルブルク国際文化フォーラムにおける日本文化行事

同フォーラムは、ロシア政府のイニシアティブにより、サンクトペテルブルク国際経済フォーラム、東方経済フォーラム、国際産業見本市イノプロムなどと並び、ロシア政府が特に力を入れる大規模国際行事の一つであり、2012年から毎年開催されている。主催者側の発表によれば、2016年に開催されたフォーラムには、92か国から約2万人以上が参加し、その開会式にはプーチン大統領が出席した。

フォーラム主催者は、2016年からフォーラムに「ゲスト国」制度を設けており、2017年は、主催者側からの要請を受け、日本がゲスト国に就任した。これに伴い主催者側からは、日本に対し、ゲスト国として自国の文化芸術を象徴するような行事をフォーラムの枠内で開催することを期待されている。

2017年6月、ロシアは日本でロシア文化フェスティバル「ロシアの季節」を開催している。また、2018年は「ロシアにおける日本年」、「日本におけるロシア年」が予定されているところ、同フォーラムでの日本の文化行事の実施は、最近の文化分野における両国間の交流を更に活発化させる効果を持つ。

2. 業務の内容

(1)「ロシアにおける日本年」プレオープニングイベント（ロシア欧州部）の準備・実施

ア 公演期間

2018年2月19日（月）～3月4日（日）の間の10日間程度（移動日を含む。）

イ 開催都市

モスクワ，サンクトペテルブルク，ノヴォシビルスクの3都市すべて。

ウ 会場

企画競争参加者が確保する。収容人数は，500～800名程度を想定。

エ 事業概要

国際的に高い評価を得ているものの，ロシアではまだ公演実績がないパフォーマー（例：パントマイム・ユニット「が～まるちよば」など）を本邦から派遣し，一般市民を対象に，ロシア欧州部の上記3都市で2回ずつ程度公演を開催。公演に際しては，TVインタビューの実施など，プレスカバレッジを可能な限り多く確保する。

(2)「ロシアにおける日本年」プレオープニングイベント（ロシア極東部）の準備・実施

ア 公演期間

2018年1月20日（土）～31日（水）の間の10日間程度（移動日含む）

イ 開催都市

ウラジオストク，ハバロフスク，ユジノサハリンスクの3都市すべて。

ウ 会場

企画競争参加者が確保する。収容人数は，600～1300人程度を想定。

エ 事業概要

ロシアでは和太鼓の人気の高いが，極東地域では和太鼓の商業公演があまり行われていないことを踏まえ，若手の和太鼓グループ（例：和太鼓グループ「彩」など）を本邦から派遣し，一般市民を対象に，ロシア極東部の上記3都市で2回ずつ程度公演を実施。公演に際しては，TVインタビューの実施など，プレスカバレッジを可能な限り多く確保する。

(3) サンクトペテルブルク国際文化フォーラムにおける日本文化行事の準備・実施

ア 公演日時

2017年11月17日（金）12：00～14：00

（同日朝9：00以降から会場でリハーサル等を行うことが可能）

イ 開催都市・会場

サンクトペテルブルク。会場は，フォーラム主催者側が提供する同市内の国立アカデミー「カペラ」。

ウ 事業概要

主催者側からの要請を踏まえ、ゲスト国である日本の文化芸術を紹介するにふさわしい演者（例：邦楽関係者など）を本邦から派遣し、上記日時に文化行事を開催（ただし、主催者側は、林英哲氏の和太鼓公演、ボリス・ベレゾフスキー氏（ピアニスト）と諏訪内晶子氏（ヴァイオリニスト）の共演コンサート、鈴木忠志氏演出の舞台パフォーマンスをフォーラム枠内で開催することを計画している由）。なお、当該文化行事は、同フォーラムの参加者（ロシア及び他国の政府関係者、文化人等）を対象とした招待制の行事となる予定。

エ 経費負担（ただし、フォーラム主催者側との調整の結果、今後、若干の変更が生じる可能性も排除されない。）

フォーラム主催者側が無償提供：演者のサンクトペテルブルク市内における宿泊ホテルの部屋、演者のサンクトペテルブルク市内での移動に係る車、演者の公演の会場（このうち、ホテルの部屋、車については、原則としてフォーラム開催期間中のみの提供。会場は、原則として上記アに記載の日の時間帯のみ使用可能）。

企画競争参加者側の負担：演者のサンクトペテルブルクまで／からの往復航空賃（荷物の超過料金を含む）、演者に対する出演謝礼、フォーラム主催者側が提供する会場にない追加的な設備・機材等（必要な場合のみ）

3. 提出する文書

- (1) 業務履行保証書 1部
- (2) 企画書 2部（うち、正1部、写1部。様式適宜。）
- (3) 経費概算見積書（原本提出の際は、別封筒に厳封） 1部
- (4) 誓約書（役員名簿を別添のこと） 1部
- (5) 法人（団体）概要（日本語又は英語。既存のパンフレット等でも良い。）
1部

4. 企画書に記載する内容

次の事項を、可能な限り具体的かつ詳細に記載のこと。

- (1) 実施の方針
- (2) 実施の方法
- (3) 実施する内容
- (4) 実施に向けたスケジュール
- (5) 実施に向けた人的体制

留意事項：公平な審査のため、企画書の写1部については、会社（団体）名のほか、応募者が特定できる情報は削除（該当部分を黒塗り等）すること。削除すべき情報の具体例は以下のとおり。

- 応募者（会社（団体））名

- 会社（団体）代表者名
- 応募者が特定される関連団体・付属組織等の名称
- 会社（団体）の役員，業務従事者等の中で，事業の関連業界等において著名な者で，容易に応募者が特定される者の氏名，写真
- 会社（団体）の著作物（ロゴマーク，商品ブランド，刊行物等）の中で，事業の関連業界等において広く知られている物で，容易に応募者が特定される物の名称や写真

5. 予算額

下記総額を上限額とし，上限額を超える企画は採用できない（1ドル未満の端数は切り捨て。上限額には，付加価値税，在ロシア日本国大使館からの支払の際の銀行送金手数料，その他本件業務に係る一切の経費を含む。）。

総額 米貨305,000ドル

留意事項：運営管理費は10%を上限として計上することができる。なお，業務実施に必要な企画競争参加者の通信費及び消耗品費は上記予算から支出することとする。

6. 審査方法等

- (1) 提出された企画書等をあらかじめ定めた審査基準（別紙「採点表」参照）により審査を行い，最高得点を得た企画を採用する（合格基準点60点）。なお，第1位の得点を得た企画と僅差（第1位の得点の5%以内）の企画がある場合は，同等の評価を得たものと見なし，見積価格の最も低い企画を採用する。
- (2) 審査結果については，2017年9月中～下旬を目処に，この企画競争に参加したすべての者に対し，書面で通知する。
- (3) 在ロシア日本国大使館は，企画が採用された者（業務受託者）を含め，この企画競争への参加者に対し採点・審査の結果等について説明することはしない。当該参加者は，これに対し異議を申し立てることができないものとする。

7. 個人情報の保護

- (1) 業務受託者は，業務の過程において取得し保有する個人情報（以下，「当該個人情報」という。）について，業務委託契約の期間中又は終了後のいかなる場合もその秘密を保持する義務を負うとともに，業務遂行の目的以外の目的のために利用してはならない。
- (2) 業務受託者は，当該個人情報を複製する必要がある場合には，その部数を必要最小限にしなければならない。
- (3) 受託者は，不要となった当該個人情報を速やかに廃棄しなければならない。

い。契約の終了時も同様とする。

- (4) 受託者は、当該個人情報の漏洩等の事案が発生し又はそのおそれがある場合には、当該事案の発生した経緯、内容、被害状況等を調査し、速やかに在ロシア日本国大使館に報告しなければならない。

8. その他の留意事項

- (1) 本件企画競争の公示に記載されている内容（参加資格、企画書等提出期限等）を十分確認すること。
- (2) この企画競争に参加を希望する者は、上記3の文書のいずれかを提出しない場合、虚偽の記載をしたことが明らかとなった場合又は記載に反することをを行った場合は、この競争入札に参加する又は業務受託者に選定される資格を失うものとする。
- (3) 業務受託者は、業務の全部又は大部分を一括して第三者に委託してはならない。
- (4) 業務受託者は、第三者が既に有するものを除き、本業務に関する文章や写真等のすべての著作権（日本国の著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を外務省に譲渡するものとし、在ロシア日本国大使館を通じて外務省の事前の許可を得ることなく、本業務に関する文章や写真等を利用し、公表し、又は第三者に提供・開示等することはできない。
- (5) 業務受託者は、本業務履行中に生じたハイジャック等を含む航空機事故等不慮の事態に関する責任につき、これを在ロシア日本国大使館又は外務省に問わないものとする。

(了)